

火災ごみ搬入手続き(り災者)

① 消防署へ

り災証明書を申請し、受け取って下さい。

② 市役所生活環境課へ

り災証明書を提出し、火災ごみの搬入申請をして下さい。

③ 火災現場の確認

市役所担当者が搬入できるごみを確認し、一般廃棄物処理手数料免除願を作成いたします。

その後、環境センターへの搬入日時を相談し、決定いたします。

④ 環境センターへ

り災証明(コピー可)、一般廃棄物処理手数料免除願(原本)を計量棟受付へ提出し、ごみを降ろして下さい。

※搬入できるごみについては、筑西広域市町村圏事務組合環境センター「持ち込みごみ分別リスト(家庭版)」「火災ごみ搬入基準」をご確認下さい。